

茨城県職員措置監査請求書  
(請求の対象となる職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

大井川和彦茨城県知事は、計画中の産廃処分場のため、令和3年3月付で「新設道路建設計画」を発表(証1)。産業廃棄物の新たな搬入路を建設するとし、その予算として200億円がかかる見込みであることが茨城県議会第1回定例会(本年3月22日)で江尻加那議員より指摘され(証2)、その実施のために本年度6億円余の予算が計上された(証3)。

200億円の追加予算と当初の概算整備費208億円(令和2年6月付)(証4)を合わせると、優に400億円を超え、他の2つの建設候補地の概算整備費を大幅に上回り、日立市諏訪町を選定した根拠は崩れた。

新たな搬入道路の建設は、他の多くの候補地の選定には適用したにも拘らず「外部搬入道路要件」(2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離1km以内の区域内)(補①)に県自らが違反することになる。また、当初の整備候補地選定の総合評価(証4)では、日立市諏訪町は○評価が12個で最も多いとのことで整備候補地に選定されたが、新たな搬入道路を建設した場合について整備候補地の再評価(補④)をすると、○評価が3個となり、3候補地の中で○評価が最も少なく総合評価は最下位となるため、日立市諏訪町は当然候補地から外れるはずである。

新たな搬入道路及び産廃処分場の建設を現状のまま継続することは、選定理由を大きく超える費用と時間とがかかることは確実で、不当である。

よって、県知事は同事業に係る本年度予算6億円余りの支出を取り止め、改めて産廃処分場の選定をするよう求める。

※ 請求の理由は、別紙2参照のこと。

2 請求者

住所 茨城県日立市台原町2-10-10

氏名 (自筆 荒川照明 他4名)

住所  
氏名 (自筆)

住所 日立市千石町1-15-26  
氏名 (自筆) 鈴木 賢士

住所  
氏名 (自筆)

住所  
氏名 (自筆)

上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

令和3年 6月10日

茨城県監査委員 殿

※ 補正した部分を下線で示す。

## 住民監査請求「陳述」

2021 (R3) /7/13 荒川

電話: 090-9845-7019

## 1, 私は、請求人の荒川照明です

今回の県産廃処分場候補地は、日立市諏訪町の太平田日立セメント鉱山跡地で、県道37号と梅林通りにつながっています。

私は、梅林通りに面した「つくしんぼ保育園」の創立から子どもを預け、また、保育園の(社福 諏訪福祉会) 法人理事長としても10年間余関わってきました。

今回の諏訪町を候補地とした産廃処分場建設計画を大変危惧しており、以下陳述(ちんじゅつ) します。

## 2, 請求の要旨

(1) 大井川和彦県知事は、計画中の産廃処分場のため、本年(令和)3年3月付で「新設道路建設計画」を公表(証1)。産業廃棄物の新たな搬入路を建設するとし、その予算として200億円がかかる見込みであることが茨城県議会第1回定例会(本年3月22日)で江尻加那議員より指摘され(証2)。その実施のために本年度6億円余の予算が計上された(証3)。

200億円の追加予算と当初の概算整備費208億円(令和2年6月付)(証4)を合わせると、優に400億円を超え、他の2つ(城里町262億円・常陸太田市202億円?)の建設候補地の概算整備費を大幅に上回り、日立市諏訪町を選定した根拠は崩れた。

(2) 新たな搬入道路の建設は、他の多くの候補地の選定には適用したにも拘らず「外部搬入道路要件」(2車線以上の幅員(ふくいん)を有する道路からの直線距離1km以内の区域内)(補①)に県自らが違反することになる。また、当初の整備候補地選定の総合評価(証4)では、日立市諏訪町は○評価が12個で最も多い(△は2)とこのことで整備候補地に選定されたが、新たな搬入道路を建設した場合について整備候補地の再評価(補④)をすると、○評価が3個となり、3候補地(城里町○7、△7・常陸太田市○6、△7・日立市○3、△11)の中で○評価が最も少なく総合評価は最下位となるため、日立市諏訪町は当然候補地から外れるはずである。

(3) 新たな搬入道路及び産廃処分場の建設を現状のまま継続することは、選定理由を大きく超える費用と時間とがかかることは確実で、不当である。

よって、県知事は同事業に係る本年度予算6億円余りの支出を取り止め、改めて産廃処分場の選定をするよう求める。

## 3, この間の経過は

昨年5月26日、大井川和彦県知事が突然県産廃処分場候補地を唯一日立市諏訪町の日立セメント鉱山跡地に決定と、発表した。突然の発表に日立市民に驚き、不安と混乱が起きました。

その決定経緯は、(提出済の)補①昨年令和2年6月「住民説明会資料」によると、「あり方検討委員会」が、整備可能地の選定で1次スクリーニングで県内46箇所を抽出(ちゅうしつ)し、2次スクリーニングでさらに13箇所抽出し、3次スクリー

ニングでさらに3箇所を選定した。最後の1箇所は、県幹部の総合評価結果により、「日立市諏訪町」の日立セメント太平田鉱山跡地を産廃最終処分場整備候補地として決定し、整備を図るとした。

ここで明らかなのは、1次スクリーニングの整備可能地要件で「外部搬入道路要件（2車線以上の幅員（ふくいん）を有する道路からの直線距離1km以内の区域内）」が明記されていることと、候補地3箇所の最後の1箇所を日立市に決定した県幹部の「総合評価結果」の問題です。

4、知事発表後、6月18日からの地元諏訪地区を中心に40回余の県主催住民説明会が開かれ、住民から様々な意見があり、道路については県道37号、梅林通りを産廃搬入道路することは絶対に認めない等強い意見が出された。

5、それらを理由に、県は本年（令和3）年3月「フォローアップ説明会資料」（証1）で新たな搬入道路の建設計画（山側道路～処分場候補地まで直線で約2km）を発表した。このことは補①の1次スクリーニングで46箇所に決めた外部搬入道路要件の「直線距離1km以内の区域内」に違反することであり、日立市諏訪町は処分場候補地の資格がなくなることです。

さらに、外部搬入道路新設により、3箇所（城里町・常陸太田市・日立市）から日立市諏訪町に決定した「総合評価結果」が大幅に変わります。（補④による）地形の造成影響は、道路新設で全く変わり・植生への影響は甚大になり・周辺住居への影響は増加・交通アクセスは極悪となる・主な産業は産廃土建業を利する・処分場景観は丸見え・地権者多数となる・概算整備費は搬入道路費200億円余増加・利益は減となります。

その結果、日立市諏訪町評価は、（証4）○：12、△：2が、補④で示すように、○：3、△：11（詳細項目は令和2年6月住民説明会資料参照）となり3候補地（城里町・常陸太田市・日立市）の中で○評価が最も少なく総合評価は最下位となるため、日立市諏訪町は当然候補地から外されるべきです。

#### 6、最後に

県は、自ら決めた「外部搬入道路要件は1km以内の区域内」に違反し、新道路建設のため200億円もの予算を追加し、総合評価で日立市が3箇所中最下位になるのに、新たな搬入道路を建設してまで、産廃処分場建設の候補地を日立市諏訪町にこだわるのはなぜか、それは日立市ありき、日立セメント土地ありきと言わざるをえない。それはなぜでしょうか？ 江尻加那議員が補④-3で指摘されたように

県知事は、現段階でこの計画を取りやめれば最少の費用と時間で済むのに、このまま計画を続行すると、優に400億円を超える税金が費消されることになり、県に回復の困難な損害を生ずるおそれがあります。

以上で陳述を終わります。